

柏市小中学校等給食費助成条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 3年 3月 22日

柏市議会議長 助川 忠弘 様

提出者	末 永 康 文
〃	松 本 寛 道
〃	矢 澤 英 雄
〃	山 下 洋 輔
〃	渡 部 和 子
賛成者	内 田 博 紀
〃	上 橋 泉
〃	北 村 和 之
〃	日 下 みや子

賛成者 佐藤 浩

” 鈴木 清 丞

” 林 紗絵子

” 平野 光 一

” 武藤 美津江

提案理由

小中学校等における保護者負担の軽減及び教育の充実を図るため、この条例を提案する。

柏市条例第 号

柏市小中学校等給食費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、保護者に小中学校等の学校給食費の全部又は一部を助成することにより、保護者の負担の軽減を図り、もって子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小中学校等 小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の課程をいう。
- (2) 児童生徒 小中学校等に在籍する者をいう。
- (3) 保護者 児童生徒の親権者，後見人その他児童生徒を現に監護している者をいう。
- (4) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

(助成対象者)

第3条 学校給食費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する保護者とする。

- (1) 現に3人以上の子を監護し、又は扶養していること。
- (2) 本市に住所を有し、前号に規定する子と生計を一にしていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費の助成を受けることができない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けているとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による学校給食費の援助を本市から受けているとき。
- (3) 学校給食費を滞納しているとき。ただし、納付の誓約をしている場合は除く。

第4条 前条第1項第2号の規定にかかわらず、本市に住所を有し、同号の子と生計を一にすることができない事情がある場合において、市長が特に必要があると認めるときは、当該事情がある保護者に学校給食費の助成をすることができる。

（助成の対象となる学校給食費）

第5条 助成の対象となる学校給食費は、児童生徒（保護者が現に監護し、又は扶養している子のうち出生の順序が3番目以降であるものに限る。）に係る学校給食費とする。

（助成額）

第6条 学校給食費の助成をする額（以下「助成額」という。）は、学校給食費の実費の額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合は、助成額から当該給付の額を控除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒が学校給食（学校給食法第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）を提供する小中学校等に在籍しているにもかかわらず学校給食の提供を受けられない事情がある場合において、市長が特に必要があると認めるときは、当該児童生徒が在籍する小中学校等における学校給食費の実費の額を助成額とすることができる。

（助成金の申請）

第7条 学校給食費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をし、当該助成の決定を受けなければならない。

（助成金の申請等の委任）

第8条 学校給食費の助成を受けようとする者は、前条の申請に関することを第5条に規定する児童生徒が在籍する小中学校等の校長に委任できるものとする。

2 前条の決定を受けた者は、学校給食費の助成としての助成金の受領及び精算に関することを柏市教育委員会教育長に委任できるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は，令和 3 年 9 月 1 日から施行する。